

# 広島県漁業調整規則第11条の 規定に基づく制限措置 及び申請期間等

## 【令和4年4月分】

- ・瀬戸内海機船船びき網漁業
- ・機船船びき網漁業

第1 瀬戸内海機船船びき網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

| 漁業種類                        | 操業区域           | 漁業時期            | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数      | 許認可すべき船舶等の数 | 漁業を営む者の資格            |
|-----------------------------|----------------|-----------------|----------|--------------|-------------|----------------------|
| 瀬戸内海機船船びき網のうち二そういわし船びき網（Ⅰ型） | 安芸地区Ⅰ型（別記のとおり） | 6月10日から翌年2月末日まで | ※1       | ※2           | 42          | 安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者 |
| 瀬戸内海機船船びき網のうち二そういわし船びき網（Ⅱ型） | 安芸地区Ⅱ型（同上）     |                 |          |              |             |                      |
| 瀬戸内海機船船びき網のうち二そういわし船びき網     | 備後地区（同上）       | 6月10日から12月31日まで | ※1       | 10トン未満<br>※2 | 46          | 備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者 |

※1 昭和38年農林省告示第91号の規定により143キロワット（50馬力）以下

※2 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1項第3号の規定により5トン以上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月21日から令和4年5月20日まで

3 許可の有効期間

(1)安芸地区

令和4年6月10日から令和5年2月28日まで

(2)備後地区

令和4年6月10日から令和4年12月31日まで

4 条件

(1)瀬戸内海機船船びき網のうち二そういわし船びき網（安芸地区Ⅰ型・Ⅱ型）

ア 6月10日から6月30日までは、いか玉漁業操業区域及び江田島市沖美町岸根鼻から同町大奈佐美島の高を見通す線以南の沖美町の距岸1,000メートル以内の区域では、操業してはならない。

イ 養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

ウ 共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

エ 袋網の網目は、もじ網50センチメートルにつき80経（羽）より荒いものは使用してはならない。

オ いわし以外を漁獲目的としてはならない。

カ 次の表のア欄に掲げる操業時期においては、イ欄に掲げる操業時間以外は操業してはならない。

| ア 操業時期              | イ 操業時間   |
|---------------------|--|
| 6月10日から<br>8月31日まで  | ○ I型の許可を受けた場合<br>午前5時から午後5時まで<br>ただし、廿日市市宮島町焼山、江田島市沖美町小黒神島の高、大竹市白石灯台及び同市甲島の高を順次結んだ3直線並びに廿日市市宮島町平根鼻と同市大野役所鼻を結んだ直線以西の広島県海域（以下「阿多田島周辺海域」という。）については、午前5時から午後3時までとする。 |
|                     | ○ II型の許可を受けた場合<br>午前4時から午後4時まで<br>ただし、阿多田島周辺海域については、午前4時から午後3時まで   |
| 9月1日から<br>10月31日まで  | 午前6時から午後5時まで<br>ただし、阿多田島周辺海域については、午前6時から午後3時まで   |
| 11月1日から<br>12月31日まで | 午前6時30分から午後5時まで<br>ただし、阿多田島周辺海域については午前6時30分から午後3時まで  |
| 1月1日から<br>2月末日まで    | 午前4時から午前10時まで  |

キ 1月1日から2月末日までの期間中は、土曜日及び日曜日に操業してはならない。

ク II型の許可を受けた者は、使用するすべての漁船の船橋（ブリッジ）の両側に、所定の標識を明瞭に表示しなければならない。

(2) 瀬戸内海機船船びき網のうち二そういわし船びき網（備後地区）

ア 日没から日の出までは、操業してはならない。

イ つぼ網の定置箇所から、1,000メートル以内の区域では操業してはならない。

ウ 袋網の網目は、もじ網50センチメートルにつき80経（羽）より荒いものを使用してはならない。

エ いわし以外を漁獲目的としてはならない。

別記

1 安芸地区 I 型

(1) 6月10日から12月31日まで

最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界点から同市下蒲刈町白崎北端を結ぶ直線以西、同町白崎北端から同市蒲刈町立岩北端を結ぶ直線以南及び同町黒鼻南端から同市豊浜町尾久比島南方白石（二ツ石）の高を結ぶ線以西の広島県海域。ただし、次の1、2及び3の区域を除く。

- 1 大野瀬戸（廿日市市阿品ヒロシマナタリー跡地南東角から同市宮島町聖崎を結ぶ直線と、同町平根鼻から同市大野役所鼻を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域）

2 次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線から北側の草津漁港（船だまり）の区域及びオカ、キク、ケコ、サシをそれぞれ結んだ4直線 から北側の海域

ア 広島市西区草津港一丁目草津漁港西側防波堤南側付け根

イ 広島市西区草津港一丁目草津漁港西側離岸堤西端

ウ 広島市西区草津港一丁目草津漁港西側離岸堤南端

エ 広島市西区草津港一丁目草津漁港東側防波堤南端

オ 広島市西区太田川放水路右岸護岸南端（草津漁港東側防波堤東側付け根）

カ 広島市西区広島ヘリポート西側護岸南端

キ 広島市西区観音新町四丁目の新旧埋立地境界護岸点（三菱重工業（株）広島製作所観音工場敷地護岸南東端）

ク 広島市中区三菱重工業（株）広島製作所江波工場敷地護岸南西端

ケ 広島市中区三菱重工業（株）広島製作所江波工場東側棧橋南端

コ 広島市南区出島二丁目の南西側新旧埋立地境界護岸点

サ 広島市南区仁保沖町マツダ（株）宇品工場護岸南東角

シ 広島市南区向洋沖町護岸南西角

3 次のス、セ、ソを結んだ直線から北側の海域

ス 呉市阿賀南八丁目大入船だまり南西防波堤北東端

セ スから呉市広小坪下猫崎を見通す直線とソから同市阿賀南九丁目観音崎南端を見通す線との交点

ソ 呉市広長浜一丁目石ヶ鼻（黄幡の鼻）南端

(2) 1月1日から2月末日まで

上記のうち、呉市警固屋八丁目音戸大橋東側付け根北端と同市音戸町音戸大橋西側付け根北端を結んだ直線から東側及び同市倉橋町伝太郎鼻と山口県柱島北西端を結んだ直線から東側を除く海域

## 2 安芸地区Ⅱ型

(1) 6月10日から8月31日まで及び翌年1月1日から2月末日まで

最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界点から同市下蒲刈町白崎北端を結ぶ直線以西、同町白崎北端から同市蒲刈町立岩北端を結ぶ直線以南及び同町黒鼻南端から同市豊浜町尾久比島南方白石（二ツ石）の高を結ぶ線以西の広島県海域。ただし、次の1、2及び3の区域を除く。

1 大野瀬戸（廿日市市阿品ヒロシマナタリー跡地南東角から同市宮島町聖崎を結ぶ直線と、同町平根鼻から同市大野役所鼻を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域）

2 次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線から北側の草津漁港（船だまり）の区域及びオカ、キク、ケコ、サシをそれぞれ結んだ4直線から北側の海域

ア 広島市西区草津港一丁目草津漁港西側防波堤南側付け根

イ 広島市西区草津港一丁目草津漁港西側離岸堤西端

ウ 広島市西区草津港一丁目草津漁港西側離岸堤南端

- エ 広島市西区草津港一丁目草津漁港東側防波堤南端
- オ 広島市西区太田川放水路右岸護岸南端（草津漁港東側防波堤東側付け根）
- カ 広島市西区広島へりポート西側護岸南端
- キ 広島市西区観音新町四丁目の新旧埋立地境界護岸点（三菱重工業（株）広島製作所観音工場敷地護岸南東端）
- ク 広島市中区三菱重工業（株）広島製作所江波工場敷地護岸南西端
- ケ 広島市中区三菱重工業（株）広島製作所江波工場東側棧橋南端
- コ 広島市南区出島二丁目の南西側新旧埋立地境界護岸点
- サ 広島市南区仁保沖町マツダ（株）宇品工場護岸南東角
- シ 広島市南区向洋沖町護岸南西角

- 3 呉市警固屋八丁目音戸大橋東側付け根北端と同市音戸町音戸大橋西側付け根北端を結んだ直線から東側及び同市倉橋町伝太郎鼻と山口県柱島北西端を結んだ直線から東側の海域

(2) 9月1日から12月31日まで

上記の海域に除外区域の3を加えた海域。ただし、次のス、セ、ソを結んだ直線から北側の海域を除く。

- ス 呉市阿賀南八丁目大入船だまり南西防波堤北東端
- セ スから呉市広小坪下猫埼を見通す直線とソから同市阿賀南九丁目観音崎南端を見通す線との交点
- ソ 呉市広長浜一丁目石ヶ鼻（黄幡の鼻）南端

### 3 備後地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケを順次結んだ8直線以東の広島県海域。ただし、距岸1,000メートル（福山市走島，同市加治屋島，同市袴島，同市宇治島については距岸500メートル）以内の区域を除く。

- ア 岡山県神島御崎
- イ 福山市箕島埋立地東端
- ウ 福山市箕島埋立地南端
- エ 福山市仙酔島東端
- オ 福山市仙酔島南端
- カ 福山市内海町横島地蔵鼻
- キ カからケを見通す線と、愛媛県百貫島北端から内海町横島越後の鼻を見通す線の中央点から福山市宇治島北西端を見通す線との交点
- ク 福山市田島南西端からケを見通す線と、愛媛県百貫島北端から内海町横島越後の鼻を見通す線の中央点から福山市宇治島北西端を見通す線との交点
- ケ 香川県円上島頂上

## 第2 機船船びき網

- 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

| 漁業種類               | 操業区域   | 漁業時期            | 推進機関の馬力数         | 船舶の総トン数 | 許認可すべき船舶等の数 | 当該漁業を営む者の資格          |
|--------------------|--------|-----------------|------------------|---------|-------------|----------------------|
| 二そういわし船びき網（Ⅰ型又はⅡ型） | 別記のとおり | 6月10日から翌年2月末日まで | 143キロワット（50馬力）以下 | 5トン未満   | 10          | 安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者 |

2 許可又は起業の認可の申請をすべき期間

令和4年4月21日から令和4年5月20日まで

3 許可の有効期間

令和4年6月10日から令和5年2月28日まで

4 条件

(1) 二そういわし船びき網（Ⅰ型・Ⅱ型）

ア 6月10日から6月30日までは、いか玉漁業操業区域及び江田島市沖美町岸根鼻から同町大奈佐美島の高を見通す線以南の沖美町の距岸1,000メートル以内の区域では、操業してはならない。

イ 養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

ウ 共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

エ 袋網の網目は、もじ網50センチメートルにつき80経（羽）より荒いものは使用してはならない。

オ いわし以外を漁獲目的としてはならない。

カ 次の表のア欄に掲げる操業時期においては、イ欄に掲げる操業時間以外は操業してはならない。

| ア 操業時期              | イ 操 業 時 間   |
|---------------------|---|
| 6月10日から<br>8月31日まで  | ○Ⅰ型の許可を受けた場合<br>午前5時から午後5時まで<br>ただし、廿日市市宮島町焼山，江田島市沖美町小黑神島の高，大竹市白石灯台及び同市甲島の高を順次結んだ3直線並びに廿日市市宮島町平根鼻と同市大野役所鼻を結んだ直線以西の広島県海域（以下「阿多田島周辺海域」という。）については，午前5時から午後3時までとする。 |
|                     | ○Ⅱ型の許可を受けた場合<br>午前4時から午後4時まで<br>ただし，阿多田島周辺海域については，午前4時から午後3時まで  |
| 9月1日から<br>10月31日まで  | 午前6時から午後5時まで<br>ただし，阿多田島周辺海域については，午前6時から午後3時まで  |
| 11月1日から<br>12月31日まで | 午前6時30分から午後5時まで<br>ただし，阿多田島周辺海域については午前6時30分から午後3時まで   |
| 1月1日から<br>2月末日まで    | 午前4時から午前10時まで   |

- キ 1月1日から2月末日までの期間中は，土曜日及び日曜日に操業してはならない。
- ク Ⅱ型の許可を受けた者は，使用するすべての漁船の船橋（ブリッジ）の両側に，所定の標識を明瞭に表示しなければならない。

#### 別記

##### 1 二そういわし船びき網Ⅰ型

###### (1) 6月10日から12月31日まで

最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界点から同市下蒲刈町白崎北端を結ぶ直線以西，同町白崎北端から同市蒲刈町立岩北端を結ぶ直線以南及び同町黒鼻南端から同市豊浜町尾久比島南方白石（二ツ石）の高を結ぶ線以西の広島県海域。ただし，次の1，2及び3の区域を除く。

- 1 大野瀬戸（廿日市市阿品ヒロシマナタリー跡地南東角から同市宮島町聖崎を結ぶ直線と，同町平根鼻から同市大野役所鼻を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域）
- 2 次のア，イ，ウ，エを順次結んだ3直線から北側の草津漁港（船だまり）の区域及びオカ，キク，ケコ，サシをそれぞれ結んだ4直線から北側の海域
  - ア 広島市西区草津港一丁目草津漁港西側防波堤南側付け根
  - イ 広島市西区草津港一丁目草津漁港西側離岸堤西端
  - ウ 広島市西区草津港一丁目草津漁港西側離岸堤南端
  - エ 広島市西区草津港一丁目草津漁港東側防波堤南端
  - オ 広島市西区太田川放水路右岸護岸南端（草津漁港東側防波堤東側付け根）
  - カ 広島市西区広島ヘリポート西側護岸南端

キ 広島市西区観音新町四丁目の新旧埋立地境界護岸点（三菱重工業（株）広島製作所観音工場敷地護岸南東端）

ク 広島市中区三菱重工業（株）広島製作所江波工場敷地護岸南西端

ケ 広島市中区三菱重工業（株）広島製作所江波工場東側棧橋南端

コ 広島市南区出島二丁目の南西側新旧埋立地境界護岸点

サ 広島市南区仁保沖町マツダ（株）宇品工場護岸南東角

シ 広島市南区向洋沖町護岸南西角

3 次のス，セ，ソを結んだ直線から北側の海域

ス 呉市阿賀南八丁目大入船だまり南西防波堤北東端

セ スから呉市広小坪下猫崎を見通す直線とソから同市阿賀南九丁目観音埼南端を見通す線との交点

ソ 呉市広長浜一丁目石ケ鼻（黄幡の鼻）南端

(2) 1月1日から2月末日まで

上記のうち，呉市警固屋八丁目音戸大橋東側付け根北端と同市音戸町音戸大橋西側付け根北端を結んだ直線から東側及び同市倉橋町伝太郎鼻と山口県柱島北西端を結んだ直線から東側を除く海域

2 二そういわし船びき網Ⅱ型

(1) 6月10日から8月31日まで及び翌年1月1日から2月末日まで

最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界点から同市下蒲刈町白崎北端を結ぶ直線以西，同町白崎北端から同市蒲刈町立岩北端を結ぶ直線以南及び同町黒鼻南端から同市豊浜町尾久比島南方白石（二ツ石）の高を結ぶ線以西の広島県海域。ただし，次の1，2及び3の区域を除く。

1 大野瀬戸（廿日市市阿品ヒロシマナタリー跡地南東角から同市宮島町聖崎を結ぶ直線と，同町平根鼻から同市大野役所鼻を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域）

2 次のア，イ，ウ，エを順次結んだ3直線から北側の草津漁港（船だまり）の区域及びオカ，キク，ケコ，サシをそれぞれ結んだ4直線から北側の海域

ア 広島市西区草津港一丁目草津漁港西側防波堤南側付け根

イ 広島市西区草津港一丁目草津漁港西側離岸堤西端

ウ 広島市西区草津港一丁目草津漁港西側離岸堤南端

エ 広島市西区草津港一丁目草津漁港東側防波堤南端

オ 広島市西区太田川放水路右岸護岸南端（草津漁港東側防波堤東側付け根）

カ 広島市西区広島ヘリポート西側護岸南端

キ 広島市西区観音新町四丁目の新旧埋立地境界護岸点（三菱重工業（株）広島製作所観音工場敷地護岸南東端）

ク 広島市中区三菱重工業（株）広島製作所江波工場敷地護岸南西端

ケ 広島市中区三菱重工業（株）広島製作所江波工場東側棧橋南端

コ 広島市南区出島二丁目の南西側新旧埋立地境界護岸点

サ 広島市南区仁保沖町マツダ（株）宇品工場護岸南東角

シ 広島市南区向洋沖町護岸南西角

- 3 呉市警固屋八丁目音戸大橋東側付け根北端と同市音戸町音戸大橋西側付け根北端を結んだ直線から東側及び同市倉橋町伝太郎鼻と山口県柱島北西端を結んだ直線から東側の海域

(2) 9月1日から12月31日まで

上記の海域に除外区域の3を加えた海域。ただし、次のス、セ、ソを結んだ直線から北側の海域を除く。

ス 呉市阿賀南八丁目大入船だまり南西防波堤北東端

セ スから呉市広小坪下猫埼を見通す直線とソから同市阿賀南九丁目観音崎南端を見通す線との交点

ソ 呉市広長浜一丁目石ヶ鼻（黄幡の鼻）南端